

駐輪場附置義務制度の改正に向けて検討しています

区では、商業施設などの集客施設に対し、施設の規模に応じて駐輪場の整備を義務付ける制度を運用しています。本制度について、より区の実態に適合した制度とするため、令和6年度に実態調査を実施し、新宿区自転車等駐輪対策協議会での議論を経て、整備台数の規模や対象施設等の見直し等を検討しています。

現状と課題

① 実態と乖離した整備台数の基準

整備台数の基準が、過剰になっている場合がある。
また、小売店・飲食店などでは、業態を問わず一律の基準となっているため、駐輪需要と乖離している場合がある。

② 利用しにくい駐輪場

屋上等で整備された駐輪場が十分活用されていない駐輪場になっている。

③ 制度対象外の施設前に放置自転車がある

共同住宅や事務所系建物など、制度対象外の施設周りで放置自転車が散見される。

④ 地域のまちづくり方針と一致しない場合がある

附置義務が区内一律の基準となっているため、地域のまちづくり方針と一致せず、目指すまちの方向性と合わない場合がある。
(例：歩行者を優先させたい地区でも、附置義務駐輪場を整備しなければならないことで、まちなかに自転車を誘引してしまう等)



放置自転車（イメージ）

見直し案の概要

① 整備台数の基準の見直し

附置義務台数と実際の需要が合致していないケースが見られるため、既存の各対象用途の整備台数の基準を見直す。
(例) 遊技場の場合 現行 施設規模300㎡を超えるものについて、15㎡ごとに1台設置
見直し案 施設規模300㎡を超えるものについて、70㎡ごとに1台設置

② 管理基準の追加

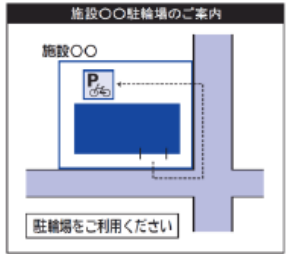
「管理者、管理方法の届出」、
「案内板の設置」を義務付ける。

③ 対象となる施設用途の追加

「共同住宅」「事務所」を対象用途に追加する。
※ワンルーム形式の共同住宅等については、「ワンルームマンション等の建築及び管理に関する条例」により駐輪場の設置義務あり

④ (仮称)地域ルールを導入

地域のまちづくりの方針により歩行者を優先させたい地域等では、条例に定める一律の基準によらず地域特性に応じた駐輪場の配置や附置義務基準の設定等ができるような規程を導入する。



案内板（イメージ）



実態調査を実施(令和6年7月)

制度の見直し検討を進めるにあたり、区内の6エリアを対象に、実態調査を実施。

対象：新宿駅・新大久保駅・高田馬場駅・早稲田駅・飯田橋駅・四ツ谷駅の周辺

- ・駐輪台数調査 公共駐輪場、附置義務駐輪場、路上放置自転車を対象に調査した。
- ・webアンケート調査 利用目的、利用後の目的地など、自転車利用者の特性を調査した。

今後の予定

令和7年7月 パブリック・コメント

令和8年区議会第1回定例会上程（予定）

令和8年7月 条例の施行（予定）